

担い手通信 第4号

【令和6年度】
令和7年3月発行

浜松市担い手育成総合支援協議会事務局 浜松市農業振興課

令和7年度 元気な農林水産業活動事業を募集します

浜松市の農林水産物の商品化や、木材利用の啓発促進、新たな販路開拓事業等、浜松市の農林水産業の強化や振興、農山漁村の活性化を図る事業や活動を支援します。応募いただいた事業は、審査会で審議し、予算の範囲内で採否および補助金額を決定します。

- 対象者● 市内に主たる事務所等を有する法人又は、市内に住所を有する3人以上（世帯は別）で構成される団体
※ 団体の規約（これに準じるものを含む）を有するもの。
- 対象事業● 地域の特産物の振興に寄与する事業、産地育成事業（新品種導入、栽培実証等）、農林水産業者の育成・経営改善が図られる事業、新たな販路開拓事業、浜松市の農林水産物の商品化、ブランド化に繋がる事業 など
- 対象経費● 施設や機器等の設置・購入・修繕費、原材料購入費、報償費、交通費 など
※ 領収書の添付ができないもの、消費税相当分は補助対象外です。
- 補助率● 対象経費の2分の1以内
※ 過去に本補助金の交付を受けた事業と同様の事業の場合は補助率が逓減します。
- 限度額● ① 施設や機器等の設置・購入・修繕費を含む場合 ⇒ 70万円
② 施設や機器等の設置・購入・修繕費を含まない場合 ⇒ 50万円
- 応募方法● （募集期間） 令和7年4月1日（火）～4月23日（水） 必着
※ 申込を検討する方は必ず4月14日（月）までに
事業について事前相談をお願いいたします。
※ 下記提出先へ、応募書類を郵送または直接提出してください。
（応募書類） ① 事業提案書 ② 収支予算書 ③ 法人・団体の概要書など
※ 応募書類は浜松市ホームページからダウンロードできます。
⇒ 元気 農林水産 で検索



<担当>

浜松市産業部 農業水産課 農業政策グループ

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 （浜松市役所 本館6階）

電話：053-457-2334 E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

令和 7 年度 食と農林漁業の新たな事業創出・育成事業を募集します

浜松市の農林漁業の付加価値の向上や新たな価値の創出、新規販路の開拓を図るため、農林漁業と工業（２次産業）、商業や観光業等（３次産業）が連携して取り組む、浜松市の地域資源を活用した新商品の開発・新サービスの提供への取組みを支援します。応募いただいた事業は、審査会で審議し、予算の範囲内で採否および補助金額を決定します。

【補助対象事業】

- 「浜松市内の１次産業者」と「２次産業者又は３次産業者」が２者以上連携して行う、浜松市の地域資源（農林水産物、伝統食、バイオマス、農山漁村の景観等）を活用した、新商品・新サービスの開発が補助対象になります。
- 他にもいくつか制約条件がございますので、詳細は浜松市公式ホームページにてご確認ください。

【補助金額】

- 補助金額は、対象経費の２分の１以内の額とし、予算の範囲内で決定します。

施設、設備、機器に関する条件	上限	下限
500 千円以上の施設、設備、機器の新規導入がある場合	8,000 千円	1,200 千円
500 千円以上の施設、設備、機器の新規導入がない場合	4,000 千円	なし

【受付期間】

令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 5 月 12 日（月） 必着

※申込を検討する方は必ず 4 月 21 日（月）までに事業について事前相談をお願いいたします。

詳しくは、浜松市ホームページをご確認ください。

⇒ 食と農林漁業 で検索

食と農林漁業の新たな事業創出・育成事業



<担当>

浜松市産業部 農業水産課 農業政策グループ

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 （浜松市役所 本館 6 階）

電話：053-457-2334 E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市農業経営塾 第6期生を募集します

次代の浜松農業をけん引する農業経営者や農業経営をコンサルティングする人材の育成を図るため、リーダーシップや組織管理、マーケティング等の経営能力を身につける浜松市農業経営塾を開催します。

各回のゼミで学びながら事業計画を策定することで、自身の経営の見直しや未来予想図を描いてみませんか？

ご不明な点は、電話などでお気軽にお問い合わせください。

対 象：浜松市内在住または市内で営農している農業者やその後継者、従業員等 15名

参 加 費：一人 10,000 円（年間）※ 締切後、納入方法をご案内します。

カリキュラム

回	日程	内容	講師
1	6月 5日(木)	全体目的、事業計画	(株)大久保アソシエイツ 大久保 和孝氏
2	6月 18日(水)	経営理念	アグリコネクト(株) 熊本 伊織氏
3	7月 8日(火)	生産管理	(株)浅井農園 浅井 雄一郎氏
4	未 定	成功事例・事業計画立案の実際	卒塾生
セミナー	8月 26日(火)	マーケティング・ブランディング	静岡県立大学 岩崎 邦彦氏
5	9月 11日(木)	人的資源管理	神戸学院大学経営学部 千田 直毅氏
6	10月 21日(火)	会計基礎	HBSコンサルティング 合同会社 柴山 幸司氏
セミナー	11月上旬	会計基礎（マネジメントゲーム）	HBSコンサルティング 合同会社 柴山 幸司氏
7	12月 1日(月)	事業計画作成方法	(株)大久保アソシエイツ 大久保 和孝氏
8	1月 23日(金)	事業計画発表（卒塾式）	(株)大久保アソシエイツ 大久保 和孝氏

時 間：14：00～17：00

会 場：浜松市役所内会議室

申込方法：浜松市公式ホームページ内の「参加申込フォーム」から申込。

※ 申込締切日：5月12日（月）

※ 浜松市農業経営塾 で検索

※ 開催日程・時間・会場等は予定です。変更の可能性があります。



<担当>

浜松市産業部 農業水産課 農業政策グループ

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 （浜松市役所 本館6階）

電話：053-457-2334 E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市農業振興ビジョン改訂について

“チャレンジ・工夫で「もうかる農業」を実現する”を基本理念として2018（平成30）年度に策定した「浜松市農業振興ビジョン」が2024（令和6）年度末で終了となるため、これまでの取組を検証し、農業の現状や農業を取り巻く情勢を踏まえて新たなビジョンを策定しました。

◆基本理念◆ 豊かな資源を次世代につなぐ「もうかる農業」の実現

「もうかる農業」とは、農業の経営規模の大小や形態を問わず、すべての農業者が収益を上げることができることを言います。農業が持続的に発展していくためには、「もうかる農業」を実現することが不可欠であることから、引き続き基本理念に盛り込みました。「もうかる農業」の実現により、農業にやりがいや生きがいを感じることで、農業の持続的発展に繋がるとともに農地の保全が図られ、農業が持つ多面的機能などの豊かな資源が次世代に引き継がれます。これを目指す姿勢とし、基本理念として掲げました。

◆基本方針・基本施策◆

基本理念の実現に向け、2つの基本方針を設定し、さらに10の基本施策を設定し、「人材の確保・育成」は2つの基本方針に共通する施策として位置づけました。

基本方針1 持続可能で発展する農業の確立

【基本施策】

- | | | | |
|------------|------------|----------|----------|
| ①農業経営の基盤強化 | ②担い手の確保 | ③生産性の向上 | ④付加価値の向上 |
| ⑤優良農地の確保 | ⑥農業生産基盤の整備 | ⑦環境負荷の低減 | |

基本方針2：農村の保全・振興

【基本施策】

- | | | |
|------------|---------|--------------------|
| ⑧農村関係人口の増加 | ⑨鳥獣被害対策 | ⑩ユニバーサル農業（農福連携）の推進 |
|------------|---------|--------------------|

◆計画期間◆2025（令和7）年4月1日～2035（令和17）年3月31日

※詳細については、令和7年4月1日以降、浜松市ホームページに掲載します。

浜松市ホームページ＞創業・産業・ビジネス＞産業振興＞農業＞浜松市の農業

☞[農業振興ビジョン](#)で検索



【問い合わせ先】

農業水産課 企画調整グループ（市役所本館6階）
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2
電話：053-457-2333
FAX：050-3606-6171
E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

経営所得安定対策について

国が実施する経営所得安定対策事業では、担い手農家の経営安定化や食料自給率・食料自給力の維持向上を図ることなどを目的とし、以下の事業を実施しています。

1 水田活用の直接支払交付金（交付単価は変更する場合があります）

※令和4年度から令和8年度の5年間に一度も水張りが行われていない農地は、令和9年度以降は交付対象となりません。

①戦略作物助成

対象作物（基幹作のみ）	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a (多年生牧草で収穫のみの場合1万円/10a)
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	多収品種：収量に応じ5.5万円～10.5万円/10a 一般品種：収量に応じ5.5万円～8.5万円

②産地交付金

対象作物	支援内容
地域振興作物(野菜、果樹、花き類等)、 新規需要米（飼料用米、WCS用稲、米粉用米等）、加工用米、二毛作	国からの資金枠の 範囲内で今後設定
そば・なたねの作付（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）（交付単価は、変更する場合があります）

●対象作物：小麦、大豆 等 ●交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者

交付区分	交付単価
数量払	生産量と品質に応じて交付
面積払（営農継続支援）	2万円/10a（そば：1.3万円/10a）

3 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）（収入保険との重複加入はできません）

●制度内容：米のほか、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴薯の価格が下落した際の収入を補填

●交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者

<令和7年産米の需要量に関する情報のお知らせ>

主食用米の過剰作付を抑制し米価を安定させるため、今後も需要に応じた生産の取り組みにご協力をお願いいたします。

静岡県の需要予測（A）	72,485 t ※前年比+1.0%
需要に応じた浜松市の生産数量の目安（B）	9,336 t ※前年比+1.0%

(B) = (A) × 令和6年産主食用米の浜松市生産量シェア（12.88%）

お問い合わせは

農業振興課 ■旧中・東・西・南区 TEL.457-2332 ■旧北区 TEL.523-1113

■旧浜北区 TEL.585-1117

■天竜区 TEL.922-0030

環境保全型農業直接交付金について

国が実施する環境保全型農業直接交付金では、化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援しています。

１ 対象者

- ①複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方によって構成される任意組織
- ②単独で事業を実施しようとする場合は、一定の条件を満たす農業者

２ 対象農地

農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地

３ 要件

- ①主作物について販売することを目的に生産を行っていること。
- ②環境負荷低減のチェックシートの各取組を実施していること。
- ③「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動（推進活動）」を１つ以上実施すること。

４ 支援内容

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則５割以上低減する取り組みと合わせて行う、以下の取組。

	対 象 取 組	交 付 単 価（10aあたり）
(1)	堆肥の施用	3,600 円
(2)	緑肥の施用	5,000 円
(3)	総合防除	4,000 円
(4)	炭の投入	5,000 円
(5)	有機農業	14,000 円（そば等雑穀・飼料作物は 3,000 円） ★土壌診断＋(1)(2)(4)のいずれかを併せて実施する場合 2,000 円/10a を加算 ※ただし、そば等雑穀、飼料作物は除きます。

５ スケジュール

- 6月末まで 事業計画、営農活動計画の提出・認定
- 7～12月 各取組の実施
- 翌1月末まで 実施状況報告書の提出
- 翌2月 支払い
- 翌4月末まで 実績報告書・営農活動実績報告書の提出

◎本制度は予算の範囲内交付金を交付する制度です。またここに記載した以外に細かな要件がございますので、まずは下記連絡先までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

お問い合わせは

浜松市役所 農業振興課 生産環境グループ

電話：053-457-2332 FAX：050-3737-9278

令和7年度 静岡県農業振興基金協会の 一般助成事業の募集について

静岡県農業振興基金協会では、静岡県農業の担い手育成、農業の振興、農村の振興等に取り組む農業者等の組織（2名以上）に対し、活動経費の1/2以内（限度額有）を助成し、単年度のソフト事業（推進事業）を支援します。

●事業実施期間● 令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ 本助成事業は申請書案を作成し5月下旬の事前審査会を受け、6月末までに申請書を提出いただきます。例年8月頃に採択が行われますが、事業は4月1日から実施可能です。

●申請手続● 助成金の申請を希望する農業者組織等は、**4月末までに**下記の問い合わせ先に申請意向を連絡し、申請についてご相談ください。なお、本助成事業の概要や申請書類等の詳細は、静岡県農業振興基金協会ホームページをご覧ください。

●問合せ先● 最寄りのJAの営農指導担当、農協中央会西部支所、静岡県西部農林事務所 企画経営課、浜松市役所 農業振興課、静岡県農業振興基金協会

■公益社団法人 静岡県農業振興基金協会■

電話：054-284-9545 E-mail：kikin@chu.ja-shizuoka.or.jp

ホームページ：http://group.ja-shizuoka.or.jp/about/jamap/kikin/

●助成対象●

(1) 担い手育成対策事業

農業者等組織、担い手組織及び農業協同組合が、下記事業を実施するのに要する経費に対して助成する。助成金は事業費の2分の1以内とする。

事業名	事業の内容	事業主体	限度額
① 農業者経営能力等向上事業	経営、技術向上を図る講座、研修、研究活動等の担い手育成活動	農業者等組織 農業協同組合	40万円
② 担い手等広域交流促進事業	担い手組織が行う東・中・西部に渡る研究会や情報交換会	担い手組織	50万円
③ 生きがい農業応援事業	自給、ファーマーズマーケット出荷を目指す初心者への基礎研修	農業協同組合	40万円
④ 女性活動、男女共同参画推進事業	女性の活動及び社会・経営参画を行う女性組織やJA女性部等の活動	農業者等組織 農業協同組合	40万円

(2) 地域農業振興対策事業

農業者等組織、農業協同組合及び市民団体が、下記の事業を実施するのに要する経費に対して助成する。助成金は事業費の2分の1以内とする。

ただし、農業生産新技術等導入促進事業の独自開発のものについては10分の10以内とする

事業名	事業の内容	事業主体	限度額
① 農産物マーケティング推進事業	市場調査、新商品開発、ブランド化、販売促進、地産地消、輸出拡大等の活動	農業者等組織 農業協同組合	50 万円
② 農業生産研究事業	生産技術、新作目、燃油・肥料・資材高騰対策技術等の研究・実証（省エネ）	農業者等組織 農業協同組合	50 万円
③ 安全安心な生産基盤づくり事業	I P M、G A P等取得、残留農薬分析、SDGs、みどりの食料システム戦略等の活動	農業者等組織 農業協同組合	50 万円
④ 農作物鳥獣害対策事業	鳥獣害防止や駆除の研修会・講演会 デジタル技術などを用いた鳥獣被害対策技術の 現地実証（遠隔操作や写真など）	農業者等組織 市民団体 農業協同組合	50 万円
⑤ 農地集積、耕作放棄地活用推進事業	農地集積の合意形成や、耕作放棄地の再生を行う活動	農業者等組織 市民団体 農業協同組合	50 万円
⑥ 農業新技術研究・導入促進事業	新技術等の研究・導入に取り組む事業 （※独自開発は 10/10 以内也可）	農業者等組織 農業後継者の組織（学生等） 農業協同組合	
ア 新商品開発販売研究事業	新商品開発、試験販売、新流通システムの確立研究		50 万円
イ 農業新技術開発普及事業	新技術開発研究、普及のための現地実証		50 万円
ウ 優良種苗供給事業	新品種や優良種苗の生産供給体制の整備、新品種の育成		50 万円

（３）農村振興対策事業

農業者等組織、農業協同組合及び市民団体が、下記事業を実施するのに要する経費に対して助成する。助成率は事業費の 2 分の 1 以内とする。

事業名	事業の内容	事業主体	限度額
① 地域特産づくり推進事業	新たな農林産物の導入、特産品開発、販売促進活動（マーケティング事業）	農業者等組織	50 万円
② グリーン・ツーリズム推進事業	景観、伝統文化、体験施設、地域資源を活用して取り組むグリーン・ツーリズム	農業者等組織	40 万円
③ 食農教育支援事業	消費者や児童・生徒への農業体験、調理加工体験、学校との食農教育活動	農業者等の組織 市民団体 農業協同組合	30 万円
④ 直売所等開設推進事業	農産物の地域内流通、直売所・店舗・朝市等の開設及び開設翌年度の運営活動	農業者等組織	50 万円

※ 事業主体が農業協同組合のみの事業については記載を省略しています。

野焼きのけむりで困っている人がいます！！



野焼きの苦情の件数は年々増加しており、２０２３年は１７０件以上の苦情が浜松市へ寄せられました。野焼きは、屋外で行う焼却行為のことを指し、法律では原則禁止の行為です。

農業を営むためのやむを得ない草木等の焼却（灰の利用や害虫駆除を目的とした焼却など）は禁止の例外となっていますが、周辺的生活環境に迷惑とならないよう配慮(※)することが大切です。苦情があれば、悪臭防止法や静岡県条例に基づき、中止の指導をすることもあります。

※配慮とは次のような行為です。

- ・農業用の灰作りは、必要最小限にする。焼却時は、火元を離れない。
- ・風の強い日や風が民家へ向いている日は避ける。洗濯物を干している時間帯は避ける。
- ・近所へひと声かける。 など

《問い合わせ先》

浜松市環境部 環境保全課 大気・騒音対策グループ
〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目 1 番 10 号
TEL 053-453-6170

水田病害虫(ジャンボタニシ)防除対策事業費補助金について

ジャンボタニシの食害防止のために防除資材を購入し散布する場合に、防除資材購入費の補助が受けられます。

予算の範囲内で、先着順となります。（申請期限：令和 8 年 2 月 27 日（金））

※下記事項は令和 7 年 3 月時点での情報であり、変更の可能性もございます。

- 対象事業● ジャンボタニシの防除を目的とし、事業実施期間内に散布を行った防除資材の購入
※対象資材は要綱に定めるもの
※申請は 1 ほ場につき 1 回限り、事業実施後に申請いただきます
- 対象者● 対象農地で補助対象事業に取り組む者
※申請者、購入者が同一であること
- 対象農地● 市内で水稻等を耕作している水田
- 補助内容● 対象事業費：防除資材購入費（例：メタアルデヒド粒剤 ほか）
補助率：補助対象事業費の 1 / 3 以内（百円未満切り捨て）
限度額：対象農地 10 アールあたり 1,300 円
- 事業実施期間● 令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日
- 提出書類● 領収書等、資材の内容や購入額がわかるもの ほか

この他にも諸条件があります。

詳細は本市ホームページをご覧ください
（『浜松市 ジャンボタニシ』で検索）、
下記連絡先までお問い合わせください。



■問い合わせ先■

農業振興課 生産環境グループ（市役所本館 6 階）

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

電話：053-457-2332

農業振興課 北部農業グループ（北行政センター3 階）

〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀 305

電話：053-523-1113

農業振興課 浜北農業グループ（浜名区役所 3 階）

〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢 3000

電話：053-585-1117

農業振興課 天竜農業グループ（天竜区役所 南館 1 階）

〒431-3314 浜松市天竜区二俣町二俣 481

電話：053-922-0030